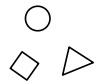




## 建設協力金に対する税法上の取扱いについて



新西宮商工会館建設に係る建設協力金は、「共同的施設の設置のために支出する費用」に該当し、次のとおり経理処理をお願いすることになります。

(1) 負担された総額が単年度で20万円未満の場合 ……………

- ① 法人 その支出した日の属する事業年度において損金処理した時は、その事業年度の損金の額が算入されます。
- ② 個人事業主 その支出した年分の必要経費に算入されます。

(2) 負担された総額が単年度で20万円以上の場合 ……………

- ① 法人 その支出した日の属する事業年度の繰延資産に計上します。
- ② 個人事業主 その支出した年分の繰延資産に計上します。

【減価償却期間及び方法】

- イ. 償却期間 10年
- ロ. 償却方法 均等償却
- ハ. 償却開始の時期 建設協力金を支出した時からになります。
- ニ. その他 建設協力金を分割して支出する場合は、総額が確定していてもその総額を未払金に計上して償却することはできませんが、分割期間が短期間(概ね3年以内)の場合は、当初に総額を計上して償却することも可能です。

(3) 消費税 ……………

建設協力金は課税仕入れに該当しません。

(4) 個人の方の取扱い ……………

個人事業主でない給与所得者などの個人の方については、繰延資産の取扱いや寄附金控除の対象にはなりません。

(5) その他 ……………

建設協力金に対する税法上の取扱いについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

---

◎ 建設協力金全般についてのお問い合わせ先

西宮商工会議所 総務課

TEL: 0798-33-1131 FAX: 0798-33-3288 e-mail: info@n-cci.or.jp